

第6節 生活保護

1 制度の概要

生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて行われ、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適正に行われる。

2 管内における生活保護事務

当所で取り扱っていた郡部の生活保護事務については、市町合併により、旧能美郡3町(根上町、寺井町、辰口町)は能美市へ(平成17年2月1日合併)、旧江沼郡山中町は加賀市へ(平成17年10月1日合併)それぞれ移管された。

また、平成17年4月の県組織規則の改正により、能美郡川北町に係る生活保護事務は、石川中央保健福祉センター福祉相談部で執行されることになった。

参考 管内生活保護状況(管内人口・被保護人員・世帯数) 令和6年3月1日現在

	小松市	加賀市	能美市	川北町	県計
管内人口(人)	104,340	60,123	48,258	6,057	1,104,587
被保護人員(人)	444	704	140	3	7,138
被保護世帯数(世帯)	378	617	117	3	6,255

補足 各種業務の対象地域は以下のとおりである

対象地域	業務内容	
小松市 加賀市 能美市	児童福祉 老人福祉	
川北町		障害者福祉 母子・父子福祉 民生児童委員